広島県印刷工業組合会報（毎月1日発行）

こだち 広島

VOL.405
令和2年5月

発　行／広島県印刷工業組合　　発行人／中本　俊之
広島市西区南観音一丁目1番22号　TEL（082）293-0906　FAX（082）293-0954
URL：http://www.hiroshima-pia.jp　E-mail：h.inkumi@estate.ocn.ne.jp

令和元年度下期中国地区印刷協議会より
幸せな働き方改革STEP 4 説明
池　田　幸　寛　講師
第63回　広島県印刷優勝野球大会中止のお知らせ
新型コロナウイルスに関するQ&A　厚生労働省
〃　経営相談窓口　広島県中央会
事務局だより

「雨上がりの筍(たけのこ)」

旬としては少し過ぎたかもしれませんが、毎年この時期に土から出てくる筍です。雨上がりに孟宗竹の竹やぶに入ってみるとあっちこっちでにょきにょきと生えています。今年この場所で収穫したのは３月２９日、昨年は２６日でした。

郷の我が家は家の横に竹やぶがあり、春になると庭や軒先まで筍が生えてきて食べ物として扱うよりとにかく掘り出すのが先でした。最初に生えたのは珍しく食べますが、後は近所や親せき、友人などに無理やり引き取ってもらっていました。

現在は、空き家になり帰郷したときに「鎌」で筍の先端を切って歩いています。何故か先端を切るとそこから水が入り筍は腐ってしまうからです。新型コロナウイルス拡大で大変ですが、今年もその仕事が待っています。そろそろ帰らなければ……。

【令和元年度下期中国地区印刷協議会より】

～ 幸せな働き方改革 STEP 4 説明 ～

全印工連幸せな働き方改革 PT 委員長
池 田 幸 寛 講師

働き方改革は、中小企業における法改正もかなり厳しくなってきています。この中で我々は、どうやって会社運営に落とし込みながら、利益を出し続けていく企業にしていくのか、これが１番の今大変なところだと思います。このステップ４では、就業規則の整備ですが、環境労務委員会でも就業規則はあります。その就業規則はあくまで法令です。これは、法律でいつかは決まりますから、それにはきちっと対応してください、という情報を流すだけです。我々は、そうじゃなくて、もちろん法令は最低限そこにありますが、どうやってそれぞれの企業が法令を違反することなく、それを上手く逆に利益に繋げていくのか。これが大切なところで、このステップ４の就業規則の整備の概要が完成いたしました。

今回は、働き方や人材活用の運用ルールを改めて見直し、それをアプローチとして多様な働き方を実現する就業規則、諸規定の整備についての実践という内容です。就業規則、皆さんは見直しされていますか、やっていますね､大丈夫ですね。やってないという会社があったら、ちょっと法令が大変ですよ。十分気をつけてください。内容は人手不足が深刻になっていく中で、社員がばらばらな働き方を全く違う状態で行なうと不公平感が噴出し、気付かないうちに法令違反になってしまう、そのようなことは多くあります。意外と部署で任せていて、いいよいいよで進んでいて、なぜか仕事優先で動きます。そうすると管理がバラバラになってきます。我々みたいな小さな会社ですと問題ないでしょうけども、大きな会社になると、意外と目をちょっと外しているすきに、「えっ、そんな形になっていたの」とか、「そんなことなの」と。「だって社長、仕事忙しいです、しょうがないですよ」。そういうことが多々あることになります。

その職場の上司の方が管理職としてちゃんと管理をされていれば良いのですが、このように法令がどんどんどんどん変わっていく時代です。非常にシビアに考えないと、意外とその中間管理職の方であったり、その部署の長であったりする方は見逃してしまう、そういう状態になってしまう可能性も多々あると思います。これをきちっと１つのルール事にし、そして多様な働き方によって従業員の力が最大限発揮され、生産性を向上させるには、しっかりとした体制作りとルール作りを、今一度見直す必要性があるのではないでしょうか。これまでは、多くの会社はフルタイムとか短時間とか、そういう時間基準によって会社の中心となる社員と補助的な業務をこなす社員と区別化されてきました。しかし、人手不足が深刻になっていく中で、従業員の家庭事情や勤務できる時間帯を考慮しながら、これまで正社員が担ってきた仕事を短時間社員も仕事ができるようにすることが大切だと思います。多様な働き方を導入することは､制約があった社員が、持てる力を最大限に発揮することを可能として従業員のモチベーションをアップさせることができます。

要するに、例えば朝、妊婦の方が満員電車で体力的にも心配で出社できない。といって１人だけ３時間遅く始めて、その分残業してくださいっていう訳にもいかないです。そうすると、短時間正社員というような扱いで、当面しましょうよと。短時間正社員となれば、賞与とかの規定は同じですけども、基本給はそれなりにカットされるようになります。それでも優秀な人材を逃すことなく働けるような、やはり就業規則の整備っていうのは必要になってくるわけです。昔の考え方でいけば、また人材が余っている企業によっては、１人だけそんなわけにいかないよ。実はうちの会社も古い体質の考え方があったのです。だけど、赤ちゃんができました。「朝、満員電車の中はちょっと辛いので、短時間の正社員っていう規定は､うちの会社は無いのでしょうか」｡あるよと｡ちゃんとそれは申請してくださいね。ただし、あなたにとっ

ISHII PRINTING
文具・事務機・企画印刷
株式会社 石井印刷所
東広島市西条岡町9-17
TEL 082-423-2173

多くの人に伝わる
わかりやすいデザインを―。
MUDの普及に取り組んでいます。
株式会社ユニックス UniX
■呉 本 社　〒737-0143 呉市広白石1丁目2-34　TEL(0823)72-8000
■広島本社　〒733-0034 広島市西区南観音町20-38　TEL(082)231-2131

て、自分の希望と逆に給料が何パーセントカットになりますよ。であれば、給料は下げないでくれ、朝は遅く来ても良いですかっていうことは出来ないですよねと。それぞれの本人に今、判断に委ねて、コールバックを待っている段階です。

このように、優秀な人材をせっかく雇用したけども、使い方の考え方１つで、その方は辞めなきゃいけない、逆に辞めてしまう。そうでなくて、やはり会社の中に留めておくことができる。人材難はやはり本当に進んでいます。今後、多分この来期以降にこのメニューに足してくるのは、どう人材を教育をしてくるのかというメニューも、もしかしたらこの働き方改革の中に必要なのかもしれません。そのように、企業にとって従業員に大きなメリットを生み出す人材ですから。この就業規則の整備をそれぞれの企業において分析をしながら、他の地域で他の会社がやっていることが見本ではなく、自社によってはどうやっていけば良いんだろうと。逆にその辺の部分をこのステップ４では分析をしながら、皆さんの中で方向性を見つけていただきたいと思っております。

ステップ４のこの働き方改革の中で、就業規則の整備セミナーは８つの項目で進めて参ります。

まず１つ目は、幸せな働き方改革のルールの整備と就業規則への反映の必要性。

２つ目は、自社に合った必要な制度を知る。これは、バックグラウンドに法令がありますので､この直近から、恐らくこういう法案が今後通るだろうというものを前提とした、それぞれの企業に合った必要な制度を知っていただく。

そして３番目は、短時間社員の働き方。多様な働き方のニーズとそれに応えていけるか。会社側は、社長は頭が固くて、「いいか、うちの会社は昔からこうなのだ」って貫き通しても、多分、法的に違法になるだけです。最近の会社員は仕事の勉強よりも、もしかしたら労務の勉強をきちっとしていますので、社長は下手な回答をしたら大変なことになります。十分注意していただきたいと思います。

４番目は、同一労働同一賃金。パートタイマーや、定年退職された方も会社に残っていただく。今までもこれからも同じ仕事をしていた場合に、役職給を外れるだけならばまだしも、給料がどうせ年金を貰うから良いですよって下げた時に、これは、会社側は本人と口約束で決めて彼は納得している。だけども何かあった時に、「僕、前と仕事は同じ仕事させられているのですけど、給料３分の２にされています。場合によっては、月10万とかになります」。言われますね。エビデンスが無いと怖いことになります。しかも月10万だと最低賃金、切ってしまいますからね。年金貰っているから良いですなんて甘い言葉には絶対にのってはダメですから、そこは十分皆さんご注意していただきたいと思います。パートタイマーも同じです。ぎりぎりでパートタイマーの方とそれを超える正社員の方と同じ仕事をやっていて、何で賃金が違うのですかと。これ問題になります。ですので、その辺を噛み砕いて、このステップ４のセミナーでは、テキストを基にそれぞれの企業と内容も含めて、考えていける場にしたいと思っております。

そして５番目は、テレワークでの働き方。ＰＣを活用した働き方で在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務について触れていきます。関係ないという方も時々おられますけど、これは発想の転換です。無理してこう改めていく必要は何もないのです。ただ、こういう働き方が事例としてあります。こういう方法もできますとなった時に、あれもしかしたらうちの会社でこの部署、こういうことできるのではないのとかというような発想を、セミナー参加の方からは学んでいただきたいと

TOYOINKGROUP
私たち東洋インキグループは、
『目に見える科学』で人々の生活に貢献いたします。
東洋インキ中四国株式会社
〒730-0015 広島市中区橋本町10-6 広島NSビル11階
Tel: 082-511-3411 Fax: 082-511-1601
www.toyoinkgroup.com
Visible Science for Life

ROBOCUT SYSTEM
コンピューターカッターを中心とする
給排紙省力化システム
イトーテック株式会社
大阪支店
〒577-0022 東大阪市荒本新町3-29
TEL〈06〉6618-5335 FAX〈06〉6618-5337

思います。

そして６番目、フレックスタイム制度。フレックスタイムは昔から取り入れている会社もあります。これの、流動性についての内容をもう少し深堀したいと思っております。

７番目、これは高齢者の働き方。高齢者雇用の効果と法律上の注意点。高齢者の方に、定年退職の規定が無い中で雇用してしまうと、どうなのでしょうね。それはエンドレスになります。定年無くなりますから。ですから、そういう規定もちゃんと高齢者の方を再雇用する、高齢者を雇用する場合でも、やはりその就業規則の留意点、こういうのもあります。

最後８番目は、副業制度。今、副業制度を大手が推奨しています。大手が本当に１日８時間の労働時間の中でそれを超えたら、実際に自由にはなっていますけど、これ副業制度の内容ではいろいろな形を縛ることができます。例えば、同職種はダメとか、何時間までにしてくださいとか。そういうのは縛ることができます。ただこれも、じゃあそこに行く途中に怪我したら労災どっちになるのとか、副業しながらそちらで、残業みたいな形が多くなった時どうするのとか、そういう質問についても、この中で学んでいけたらと思っていますし、副業制度はただ単に個人の手取りを増やすだけでなく、国が推奨しているのは、それに対する所得税を増やすのを狙ってはいるのですけども、違う視点から見ると、社員の就業時間後の新しい気づき発見の場を会社が提供してあげるという考え方も出るのです。彼は営業で朝来て一生懸命ルートサービスの営業を回っている。しかし、なんかパッとしない。でも、自分の趣味の世界では、すごく目がキラキラしているのだけどと。昔の人だったら多分、「君、そういうほうで仕事したほうが良いのでは」って言う社長もいたかもしれません。今、なかはなかそういうことも言えないのです。だったら、そのキラキラしているのを自分の商売に取り込むには、あいつ適任だよねと。そういう見方も考え方によってはあるので、副業制度、会社が就業規則の中で、きちっと規定を取りながらやっていくことも可能です。これを、働き方改革の中の１つとしてとらえていきたいと思っております。

あくまで私たちがやっているのは、社労士ではありませんので、セミナーの内容は、皆様に自分の会社を想像しながらこのセミナーを受けていただいて、あそこの部署とかこうしたら良いよねっていうヒントを持ち帰っていただく。そこにポイントをおいていますので、これが100％、このとおりにいくとは思っておりませんので、誤解のないようにお願いします。

最後に、このセミナーの就業規則の成功を導くために、ワークブックを設定しています。このワークブックは、ステップ５が３月の中旬から後半の間には完成しますので、全印工連各組合員は、各県工組を通じてステップ２、ステップ３の配布をしましたが、同様にステップ４・５を配布します。ご期待ください。ご清聴ありがとうございました。

第６３回 広島県印刷優勝野球大会中止のお知らせ

本誌３月号で本大会開催のお知らせをいたしましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、大会運営に於いて各種の感染防止対策や、広島市における感染拡大が増えている状況により、本大会の中止を決定させていただきました。

なお来年、新型コロナウイルスが終息に至りましたらこの大会を開催しますので、その時には何卒ご協力の程よろしくお願いします。

【新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ　厚生労働省】

私たちの生死に係る問題で、どんどん拡大しております。
少しでもウイルスに関する知識を知っておきましょう。

４月には、三次市、福山市及び広島市佐伯区でクラスター感染が確認され、新型コロナウイルス感染者は増え続けています。こうした状況を踏まえ、広島県は感染発症初期から感染期に移行したと判断しました。

『広島県からの３つのお願い』

●利用者間・従業員間の距離を可能な限り２メートルあけるようにしてください。
●他者との接触を減らすため、目標を設定し、在宅勤務などを更に推進してください。
●テレビ会議を活用するなど、職場における「３つの密」を徹底的に回避してください。

問　新型コロナウイルス感染症はどのように感染するか？

・現時点では、飛沫感染と接触感染の２つが考えられる。

(1) 飛沫感染は、感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば など）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染。
(2) 接触感染は、感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、自らの手で周りの物に触れると感染者のウイルスが付く。電車やバスのつり革、ドアノブ、エスカレーターの手すり、スイッチなど。

問　無症状病原体保持者（症状はないがＰＣＲ検査が陽性だった者）から感染するか？

通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く表れる時期に、他者へウイルスを感染させる可能性も最も高くなる。したがって、可能性は低いとみられるものの、新型コロナウイルスについては十分解明されていないこともあるため、一般的な感染症対策や健康管理を心がけること。

問　新型コロナウイルスはペットから感染するか？

これまでのところ、新型コロナウイルスがペットから人に感染した事例は見つかってない。一般に、動物との過度な接触は控えるとともに、普段から動物に接触した後は、手洗いや手指消毒用アルコールで消毒などを行うようにすること。

問　感染者の糞便から感染することがあるか？

新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者や新型コロナウイルス感染症の患者、濃厚接触者が使用した使用後のトイレは、急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、次亜塩素酸ナトリウム（市販されている家庭用漂白剤等はこれ、1,000ppm)、またはアルコール（７０％）による清拭をすることを推奨する。

問　感染者が見つかった場所（外国、国内）から送られてくる手紙や輸入食品などの荷物により感染するか？

中国やウイルスが見つかったその他の場所から積み出された物品との接触から人が新型コロナウイルスに感染したという報告はない。ＷＨＯも、一般的にコロナウイルスは、手紙や荷物のような物で長時間生き残ることができないとしている。

問　食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染することはあるか？

主要な感染経路は飛沫感染と接触感染であると考えられている。４月１日現在、食品（生で喫食する野菜・果実や鮮魚介類を含む。）を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていない。

問　何人かの方が退院されたが、どのような治療が行われたのか？

この新型コロナウイルスそのものに効く抗ウイルス薬はまだ確立していませんが、退院された方々は、ウイルスによる熱や咳などの症状の緩和を目指す治療（対症療法）を受けた。具体的には、解熱剤や鎮咳（ちんがい）薬の投与や、点滴等が実施されている。また、肺炎を起こした場合は、酸素投与や人工呼吸等を行うこともある。

問　新型コロナウイルス感染症で治療を受けた場合、治癒したと判断されるのはどういう場合か。また、新型コロナウイルスに効く薬はまだないのに、どうして治癒するのか？

発熱や咳等の呼吸器症状が消失し、鼻腔や気管などからウイルスを検出できなくなった状況を「治癒した」と判断している。また、この新型コロナウイルスそのものに効く抗ウイルス薬はまだ確立しておらず、ウイルスが上気道や肺で増えることで生じる発熱や咳などの症状を緩和する目的の治療（対症療法）として、解熱剤や鎮咳薬を投与したり、点滴等が実施されています。対症療法により、全身状態をサポートすることで、この間ウイルスに対する抗体が作られるようになり、ウイルスが排除されて治癒に至ると考えられている。

問　感染を予防するために注意することはあるか。心配な場合には、どのように対応すればよいか？

まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけること。具体的には、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行い、できる限り混雑した場所を避け、十分な睡眠をとることも重要。また、人込みの多い場所は避け、屋内でお互いの距離が十分に確保できない状況で一定時を過ごすときは注意下。

問　集団感染を防ぐためにはどうすればよいか？

多くの事例では新型コロナウイルス感染者は、周囲の人にほとんど感染させていないものの、一人の感染者から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例が存在する（ライブハウス、スポーツジムや屋形船等の事例）。また、一部地域で小規模患者クラスターが発生している。

※「小規模患者クラスター」とは、感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことを言う。

急激な感染拡大を防ぐためには、小規模患者クラスターの発生の端緒を捉え、早期に対策を講じることが重要。これまでの感染発生事例をもとに、一人の感染者が生み出す二次感染者数を分析したところ、感染源が密閉された（換気不十分な）環境にいた事例において、二次感染者数が特徴的に多いことが明らかになった。

こうしたことから、これまで集団感染が確認された場に共通する「1. 換気の悪い密閉空間、2. 人が密集している、3. 近距離での会話や発声が行われる」という３つの条件が同時に重なった場所（換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集場所・密接場所））に集団で集まることは避けること。

問　家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合に、家庭でどんなことに注意すればよいか？

家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、同居している家族は以下の８点に注意すること。本人は外出を避ける。家族、同居している方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出を避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などには行かないようにすること。

(1) 部屋を分ける

個室にする。食事や寝るときも別室とする。 子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも２m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することを薦める。寝るときは頭の位置を互い違いになるようにする。

(2) 感染が疑われる家族の世話はできるだけ限られた方で。

心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが、感染が疑われる家族のお世話をするのは避けること。

(3) マスクをつける

使用したマスクは他の部屋に持ち出さない。マスクの表面には触れないようにする。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外すこと。マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗う（アルコール手指消毒剤でも可）。

マスクが汚れたときは、新しい清潔な乾燥マスクと交換する。マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆いましょう。

(4) こまめに手を洗う

こまめに石鹸で手を洗い、アルコール消毒する。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにすること。

(5) 換気をする

部屋は定期的に換気する。共有スペースや他の部屋も窓を開けること。

(6) 手で触れる共有部分を消毒しましょう

物に付着したウイルスはしばらく生存する。ドアの取っ手やノブ、ベッド柵など共有部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きをする。

※家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、濃度が 0.05％（製品の濃度が６％の場合、水３Ｌに液を 25mℓ）になるように調整する。

トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒する。タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまわない。感染が疑われる家族の使用したものを分けて洗う必要もない。

洗浄前のものを共有しない。特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどで共有しないように注意してください。

(7) 汚れたリネン、衣服を洗濯すること

体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かす。※糞便からウイルスが検出されることがある。

(8) ゴミは密閉して捨てること

鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てること。その後は直ちに手を石鹸で洗う。

問　濃厚接触とは？

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は二つあり、①距離の近さと②時間の長さ。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として２メートル）で一定時間以上接触があった場合に濃厚接触者と考えらる。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離で２メートル程度）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされている。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見はこちらを参照。

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599431.pdf

問　「咳エチケット」とは何ですか？

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえること。

対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離でおよそ２mとされている）が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高い。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底する。詳しくは、厚生労働省のホームページを参照。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/

問　マスクをした方がよいのはどのような時か？

マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐ上で高い効果を持つ。咳やくしゃみ等の症状のある人は積極的にマスクを着用する。

自身の予防用にマスクを着用することは、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分な場所では一つの感染予防策と考えられるが、屋外などでは、相当混み合っていない限り、マスクを着用することによる予防効果はあまり認められていない。

問　マスクが手に入らないときは、代わりにどのような方法があるのか？

自分の手を用いるのではなく、ハンカチやタオルなど、口を塞ぐことができるものを代用することでも飛沫（くしゃみなどの飛び散り）を防ぐ効果がある。また、布製のマスクについては、洗剤で洗えば再利用することができる。

問　ＰＣＲ検査の検査体制は増えている。「検査がしたくても、保健所で断られ、やってもらえない」との指摘がある。保険適用が始まるとどのように変わるのか？

かかりつけ医など、身近にいる医者が必要と考える場合は、すべての患者さんがＰＣＲ検査を受けることができる十分な検査能力を確保する。具体的には、国立感染症研究所・検疫所に加え、地方衛生研究所、民間検査会社や大学などの協力を得ながら、１日約 10,000 件の検査能力を確保している。

また、患者さんが検査を受けやすいように、ＰＣＲ検査の医療保険適用を始めた。帰国者・接触者相談センター（24時間対応）から紹介された帰国者・接触者外来で検査が必要とされたときは、保健所を経由することなく、民間の検査機関に直接、検査依頼を行うことが可能となった。

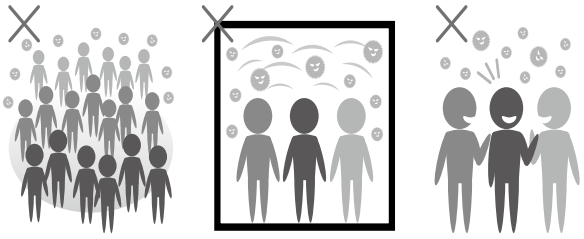

問　熱や咳がある。どうしたらよいか？

発熱などのかぜ症状がある場合は、仕事や学校を休んでいただき、外出やイベントなどへの参加は控えること。休むことは本人のためにもなり、感染拡大の防止にもつながる大切な行動である。そのためには、企業、社会全体における理解が必要。厚生労働省と関係省庁は、従業員の方々が休みやすい環境整備が大切と考え、労使団体や企業にその整備に協力いただくようお願いしている。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手でおさえると、その手で触ったドアノブなど周囲のものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他者に病気をうつす可能性があるので、咳エチケットを行う。

発熱などのかぜ症状について、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気による場合が圧倒的に多い状況で、風邪やインフルエンザ等の心配があるときは、これまでと同様に、かかりつけ医等に相談すること。

新型コロナウイルスへの感染の心配に限っては、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせる。特に、２月１７日に「相談・受診の目安」として公表した以下の条件に当てはまる方は、同センターに相談すること。

・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が４日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方：
・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が２日程度続く場合
・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

問　潜伏期間はどれくらいあるか？

ＷＨＯの知見によれば、現時点で潜伏期間は 1-14 日（一般的には約５日）とされており、また、これまでのコロナウイルスの情報などから、未感染者については 14 日間にわたり健康状態を観察することが推奨されている。

経済産業省から『新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ』

これは、メールで組合員様（メールアドレス公表者に限る）にご紹介しておりますが、改めてお知らせします。第１章　資金繰り支援（総額１．６兆円規模で徹底的に支援）　　第２章　設備投資・販路開拓支援（サプライチェーンの毀損等にも対応）　第３章　経営環境の整備（相談窓口の設置等で経営を下支え）　となっております。

【経済産業省ＨＰ特設ページに掲載　『経済産業省新型コロナウイルス感染症関連』で検索】

【新型コロナウイルスに関する経営相談窓口　広島県中小企業団体中央会】

広島県中央会では、会員等からの相談により的確に応えるために、４月１日から「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」をより一層強化し ます。 国では様々な支援策を打ち出していますが、その支援策を利用するための準備、諸手続にどこから取り組んで良いのか分かりにくいとの声もお聞きしています。 このため、より多くの組合及び組合員企業等の皆様に、国の支援策を確実に利用して頂くために、専門家を派遣（無料）できる体制をとりましたので、積極的にご活用いただき、事業の継続、雇用の維持等にお役立て下さい。

１．主な支援の内容

●専門家派遣又は中央会職員により、以下の手続きを支援します。

（１）助成金申請手続き支援 事業活動の縮小を余儀なくされる中、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図る事業主
・雇用調整助成金申請手続き支援（休業等の計画の作成支援 などを含む）等

（２）資金繰り手続き支援 売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい事業主
・新型コロナウイルス感染症特別貸付手続き支援
・危機対応融資手続き支援
・特別利子補給制度手続き支援 等

（３）経営全般（売上不振、事業承継ほか）（１）（２）以外の経営課題を抱える事業主

２．実施期間

令和２年４月１日～令和３年３月３１日（予定）

（※ 専門家派遣については期間内であっても、予算の都合により、要望にお応えできないことがありますので、お早めの相談をお願いします。）・時差出勤、テレワークに対応 等

３．専門家派遣費用

無料（１事業者 原則３回まで）

４．問い合わせ先

広島県中小企業団体中央会
広島本所 情報調査部　電話：082-228-0926
福山支所　電話：084-922-4258
●担当指導員連携支援部 内海 出
ホームページ　http://www.chuokai-hiroshima.or.jp
E-mail　i-utsumi@chuokai-hiroshima.or.jp

事務局だより

◎ 組合員の異動

【退会】　商　　号　ＮＴＴ印刷㈱　（広島西南支部）
退会年月　令和２年３月

◎ 組合のうごき

4月	13日	組合･会館会計監査	印刷会館
	21日	会館取締役会､第１回常任理事会 ~~2020 印刷産業夢メッセ組織委員会~~ ~~第１回拡大理事会~~　中止	印刷会館
5月	8日	常任役員会・理事・情報	web会議
	10日 17日	~~広島県印刷優勝野球大会~~	中止 ~~太田川G~~
	11日	青年部会総会	印刷会館
	19日	広島県印刷工業組合通常総会	印刷会館
	22日	常任役員会･通常総会	web会議
	26日	2020 印刷産業夢メッセ第４回三役会 広島印刷会館株主総会	印刷会館
	28日	環境労務委員会	web会議

紙の未来を拓く…
株式会社 豊田紙販売
代表取締役社長　豊　田　栖　司
本　　社　〒740-0022 岩国市山手町４丁目２－40　TEL（0827）24-3457／FAX（0827）24-1214
広島支店　〒733-0833 広島市西区商工センター4丁目2-7　TEL（082）270-5155（代）／FAX（082）270-5166
E-mail:toyota24@ruby.ocn.ne.jp
岡山支店　〒701-0301 都窪郡早島町矢尾 825－２　TEL（086）250-2345／FAX（086）250-4567